

人事案件の審議のあり方

【現行制度等】

●人事案件

市長が市議会の同意を得て選任し、又は任命する人事（人権擁護委員にあつては、法務大臣に対する推薦）には、次のようなものがある。

副市長 (地方自治法第162条)	第百六十一条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。 ② 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。 第百六十二条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。 第百六十三条 副知事及び副市町村長の任期は、四年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。 第百六十四条 公職選挙法第十一条第一項又は第十一条の二の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。 ② 副知事又は副市町村長は、公職選挙法第十一条第一項の規定に該当するに至つたときは、その職を失う。 第百六十五条 普通地方公共団体の長の職務を代理する副知事又は副市町村長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前二十日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。ただし、議会の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。 ② 前項に規定する場合を除くほか、副知事又は副市町村長は、その退職しようとする日前二十日までに、当該普通地方公共団体の長に申し出なければならない。ただし、当該普通地方公共団体の長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。 第百六十六条 副知事及び副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。 ② 第百四十一条、第百四十二条及び第百五十九条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。 ③ 普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第百四十二条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。 第百六十七条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長
-----------------------------	---

	を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。 ② 前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、第百五十三条第一項の規定により委任を受け、その事務を執行する。 ③ 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。
教育委員会委員 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条)	(任命) 第四条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 一 破産者で復権を得ない者 二 禁錮^ニ以上の刑に処せられた者 3 委員の任命については、そのうち委員の定数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。 4 地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。 (任期) 第五条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 (兼職禁止) 第六条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。 (罷免) 第七条 地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員た

	るに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、これを罷免することができる。 2 地方公共団体の長は、委員のうちその定数の二分の一から一を減じた数（その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数）の者が既に所属している政党に新たに所属するに至った委員があるときは、その委員を直ちに罷免するものとする。 3 地方公共団体の長は、委員のうちその定数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつた場合（前項の規定に該当する場合を除く。）には、同一の政党に所属する委員の数が委員の定数の二分の一から一を減じた数（その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数）になるように、当該地方公共団体の議会の同意を得て、委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係について異動のなかつた委員を罷免することはできない。 4 委員は、前三項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。 （解職請求） 第八条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十六条第二項、第三項及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条第二項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十七条第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは「教育委員会の委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による教育委員会の委員の解職の請求」と読み替えるものとする。 （失職） 第九条 委員は、前条第二項において準用する地方自治法第八十七条の規定によりその職を失う場合のほか、次の各号の一に該当する場合においては、その職を失う。
--	---

	一 第四条第二項各号の一に該当するに至つた場合 二 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなつた場合 2 地方自治法第百四十三条第一項後段及び第二項の規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する争訟について準用する。 (辞職) 第十条 委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。 (服務等) 第十一条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 2 委員又は委員であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除き、これを拒むことができない。 4 委員は、非常勤とする。 5 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。 6 委員は、その職務の遂行に当たつては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第一条の二に規定する基本理念に則して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。
公平委員会委員 (地方公務員法第9条の2)	(人事委員会又は公平委員会の委員) 第九条の二 人事委員会又は公平委員会は、三人の委員をもつて組織する。 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。 3 第十六条第二号、第三号若しくは第五号の一に該当する者又は第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができない。 4 委員の選任については、そのうちの二人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。 5 委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつた場合

	においては、これらの者のうち一人を除く他の者は、地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免するものとする。但し、政党所属関係について異動のなかつた者を罷免することはできない。 6 地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。 7 委員は、前二項の規定による場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。 8 委員は、第十六条第二号、第四号又は第五号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。 9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員（第七条第四項の規定により公平委員会の事務の処理の委託を受けた地方公共団体の人事委員会の委員については、他の地方公共団体に公平委員会の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む。）の職（執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。）を兼ねることができない。 10 委員の任期は、四年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 11 人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。 12 第三十条から第三十八条までの規定は、常勤の人事委員会の委員の服務に、第三十条から第三十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は、非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務に準用する。
監査委員 (地方自治法第196条)	第百九十六条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とするものとする。 ② 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が二人以

	上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から一を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。 ③ 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。 ④ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。 ⑤ 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。 第百九十七条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。 第百九十七条の二 普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。 ② 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。 第百九十八条 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。 第百九十八条の二 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。 ② 監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。 第百九十八条の三 監査委員は、その職務を遂行するに当たつては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。 ② 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
固定資産評価員 (地方税法第404条) ※伊勢市は、不設置 (伊	(固定資産評価員の設置) 第四百四条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

勢市市税条例第76条)	2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。 3 二以上の市町村の長は、当該市町村の議会の同意を得て、その協議によつて協同して同一の者を当該各市町村の固定資産評価員に選任することができる。この場合の選任については、前項の規定による議会の同意を要しないものとする。 4 市町村は、固定資産税を課される固定資産が少い場合においては、第一項の規定にかかわらず、固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる。
固定資産評価審査委員会 委員 (地方税法第423条)	(固定資産評価審査委員会の設置、選任等) 第四百二十三条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は三人以上とし、当該市町村の条例で定める。 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。 4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。 5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによつて、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。 8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属し

	ていた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。 9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。 第四百二十四条 削除 (固定資産評価審査委員会の委員の兼職禁止等) 第四百二十五条 固定資産評価審査委員会の委員は、左の各号に掲げる職を兼ねることができない。 一 国会議員及び地方団体の議会の議員 二 地方団体の長 三 農業委員会の農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員） 四 固定資産評価員 2 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。 (固定資産評価審査委員会の委員の欠格事項) 第四百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価審査委員会の委員であることができない。 一 破産者で復権を得ない者 二 固定資産評価審査委員会の委員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者 三 前号に規定する者を除くほか、禁錮^ニ以上の刑に処せられた者であつてその執行を終わつてから、又は執行を受けることがなくなつてから、二年を経過しない者 四 国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 (固定資産評価審査委員会の委員の罷免) 第四百二十七条 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員
--	--

	に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得てその任期中にこれを罷免することができる。
人権擁護委員 (人権擁護委員法第6条)	(委員の推薦及び委嘱) 第六条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第十六条第二項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第五項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。 4 法務大臣は、市町村長が推薦した候補者が、人権擁護委員として適当でないと認めるときは、市町村長に対し、相当の期間を定めて、さらに他の候補者を推薦すべきことを求めることができる。 5 前項の場合において、市町村長が、同項の期間内に他の候補者を推薦しないときは、法務大臣は、第二項の規定にかかわらず、第三項に規定する者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、人権擁護委員を委嘱することができる。 6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第七条第一項第四号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。 7 法務大臣は、人権擁護委員を委嘱したときは、当該人権擁護委員の氏名と職務をその関係住民に周知せしめるよう、適切な措置を採らなければならない。 8 市町村長は、法務大臣から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。 (委員の欠格条項) 第七条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員にな

	ることではない。 一 禁錮^ニ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 二 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者 三 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、当然失職する。
--	---

●企業における労働者の採用選考に当たっての個人情報の取扱い

求職者等の個人情報の取扱い (職業安定法第5条の4) ※公共職業安定所等＝公共職業安定所及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者(＝企業)及び募集受託者並びに労働者供給事業者	(求職者等の個人情報の取扱い) 第五条の四 公共職業安定所等は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報(以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。 ② 公共職業安定所等は、求職者等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針(平成11年労働省告示第141号)	第四 法第五条の四に関する事項(求職者等の個人情報の取扱い) 一 個人情報の収集、保管及び使用 (一) 職業紹介事業者等は、その業務の目的の範囲内で求職者等の個人情報(一及び二において単に「個人情報」という。)を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であつて、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。 イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項 ロ 思想及び信条 ハ 労働組合への加入状況

	(二) 職業紹介事業者等は、個人情報収集の際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないこと。 (三) 職業紹介事業者等は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類により提出を求めること。 (四) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合はこの限りでないこと。 二 個人情報の適正な管理 (一) 職業紹介事業者等は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。 イ 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置 ロ 個人情報の紛失、破壊、改ざんを防止するための措置 ハ 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置 ニ 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置 (二) 職業紹介事業者等が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。なお、有料職業紹介事業者は特に厳重な管理を行わなければならないこと。 (三) 職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、次に掲げる事項を含む個人情報の適正管理に関する規程を作成し、これを遵守しなければならないこと。 イ 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項 ロ 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項 ハ 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項
--	---

	二 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項 (四) 職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。 三 個人情報の保護に関する法律の遵守等 一及び二に定めるもののほか、職業紹介事業者等は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第四章第一節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。
--	--

●秘密会

秘密会 (地方自治法第115条)	第百十五条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。 ② 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。
委員会の秘密会 (伊勢市議会委員会条例第19条)	(秘密会) 第19条 委員会は、その議決によって秘密会とすることができる。 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。
秘密会の議事 秘密保持の義務 (伊勢市議会会議規則第49条・第50条・第78条)	(秘密会の指定者以外の者の退場) 第49条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。 (秘密の保持) 第50条 秘密会の議事の記録は、公表しない。 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。 (会議録の配布) 第78条 会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録

	をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)する。 (会議録に掲載しない事項) 第79条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。
秘密保持の義務に違反した場合 (議員に対しては) 懲罰 (地方自治法第134条)	第百三十四条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。 ② 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。 第百三十五条 懲罰は、左の通りとする。 一 公開の議場における戒告 二 公開の議場における陳謝 三 一定期間の出席停止 四 除名 ② 懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。 ③ 第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。 第百三十六条 普通地方公共団体の議会は、除名された議員で再び当選した議員を拒むことができない。 第百三十七条 普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなく招集に応じないため、又は正当な理由がなく会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。
秘密保持の義務に違反した場合 (職員に対しては) 罰則 (地方公務員法第34条・第29条・第60条)	(秘密を守る義務) 第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

	(懲戒) 第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合 2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続く職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。 3 職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続く職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又はこれらの規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に第一項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。 4 職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。
--	--

	(罰則) 第六十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。 一 第十三条の規定に違反して差別をした者 二 第三十四条第一項又は第二項の規定（第九条の二第十二項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者 三 第五十条第三項の規定による人事委員会又は公平委員会の指示に故意に従わなかった者
--	---

○行政実例

- 1 会議規則に委員会における秘密会の秘密保持の義務が規定されている場合でも、当該委員会の委員以外の議員に秘密会の議事内容を漏らしても差し支えないが、当該議員が知りえた秘密会の議事を他に漏らした場合には、秘密漏えいとなる（昭47.6.26）。
- 2 秘密会の議事漏えいは、常に会期中に起こるものではないので、秘密性が継続する限り、事犯より後の会議においてこれを処理してもよい（昭25.3.18）。
- 3 議場外の行為であっても、秘密会の議事を外部に漏らす行為は懲罰事由となる（昭25.3.18）。

（「地方議会運営事典」地方議会運営研究会（ぎょうせい））

【伊勢市議会の状況】

○伊勢市議会における人事案件の審議

1 流れ（通常の場合）

- ①（開会前） 議会運営委員協議会（秘密会）で事前説明を聞く。（質疑可）
- ②（会期最終日） 本会議を休憩して全員協議会（秘密会）を開き、説明を聞く。（質疑可）
- ③（会期最終日） 全員協議会閉会后、当該議案の送付を受けて、これを配付、本会議を再開して当該議案を上程、提案説明、質疑の後、委員会付託を省略して、討論、採決を行う。

2 議案の内容

- ・ 議案…候補者の氏名、住所及び生年月日を記載
- ・ 提案説明（口頭）…候補者の最終学歴、経歴（職歴等）